



介護保険制度改革の概要

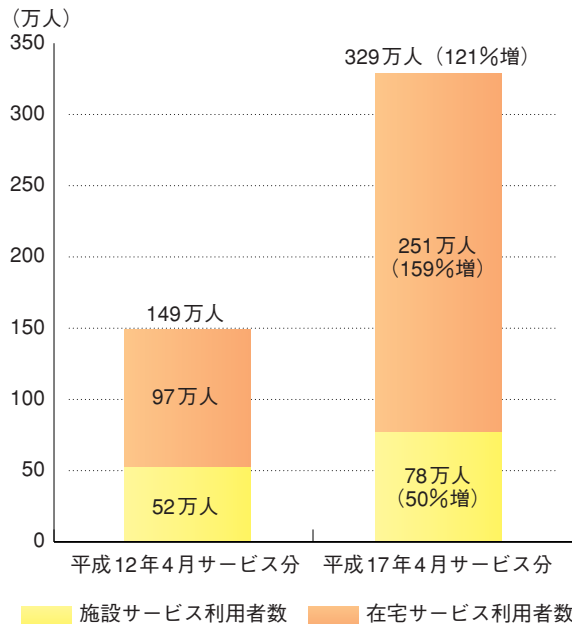
—介護保険法改正と介護報酬改定—

制度改革の背景

I 制度の定着

平成12年4月のスタート以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

■サービス利用者数の推移



出典：介護保険事業状況報告

■在宅サービス事業者数の推移

在宅サービスを中心に事業者の参入が続いている。特に、営利法人とNPO法人の伸びが大きい。

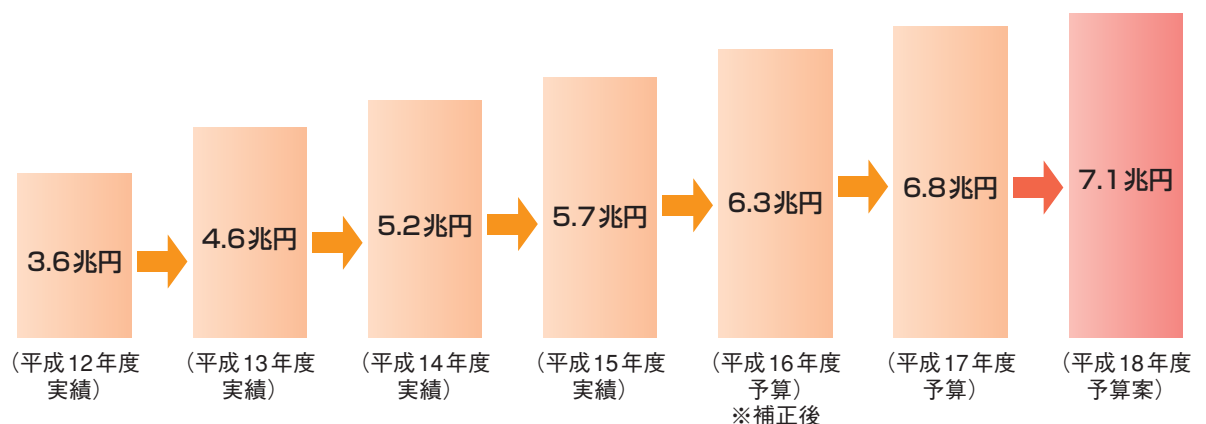
法人種別	平成13年5月	平成17年5月	増減	
社会福祉法人	社協以外	15,134	19,838	31%
	社協	4,884	5,132	5%
医療法人	42,907	61,093	42%	
民法法人	2,666	3,310	24%	
営利法人	21,882	50,585	131%	
NPO法人	682	2,735	301%	
農協	952	1,189	25%	
生協	1,401	1,966	40%	
地方公共団体	5,384	6,416	19%	
(合計)	95,892	152,264	59%	

※WAM-NETベース。指定件数については、その他法人、非法人、見なし指定により申請のない事業所を除く。

II 介護保険財政の状況

制度の定着とともに、介護保険の総費用は急速に増大しています。現行制度のままでは、保険料の大幅な上昇が見込まれ、「制度の持続可能性」が課題となっています。

■総費用の伸び

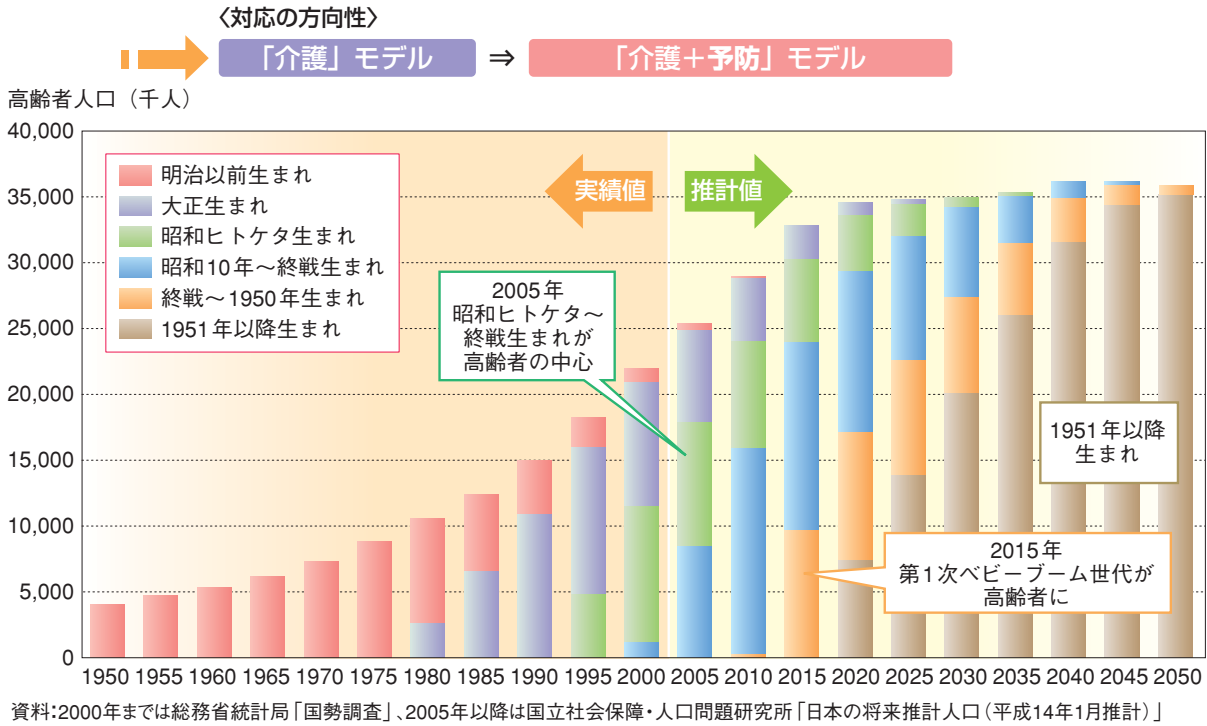


III 将来展望 — 2015年の高齢者 —

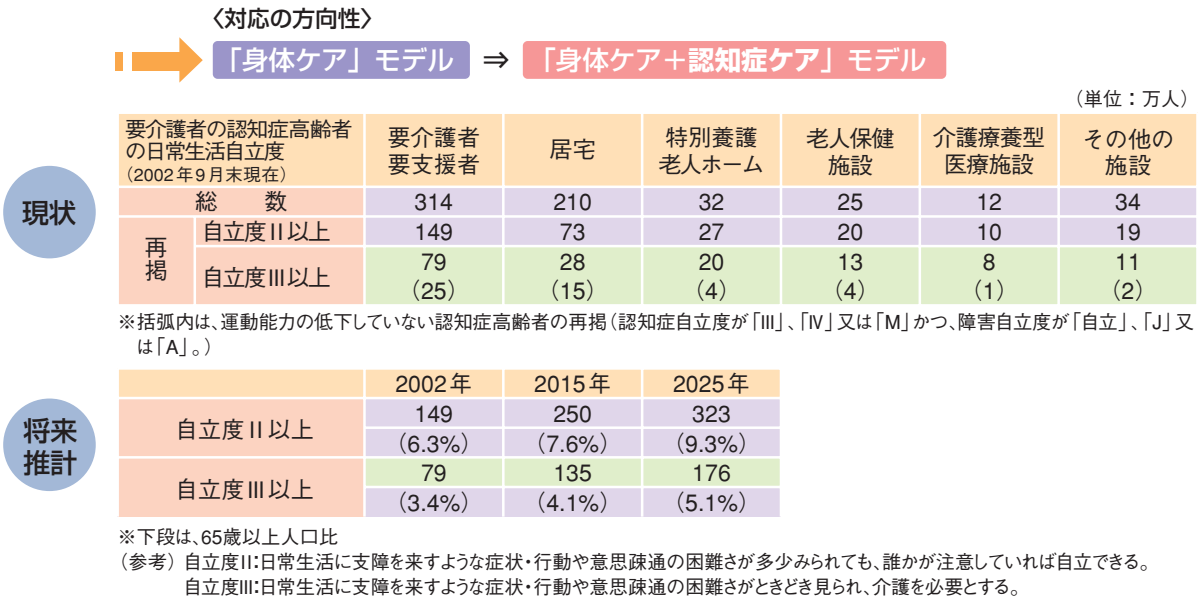
10年後の2015年には「ベビーブーム世代」が高齢期に到達し、2025年には、さらに後期高齢期を迎え、我が国の高齢化はピークを迎えます。

また、認知症や一人暮らしの高齢者の方も増加すると見込まれており、こうした新たな課題への対応も必要です。

■高齢者数の急速な増加



■認知症高齢者の急速な増加 ※今回の改正により、従来の「痴呆」を「認知症」という呼称に変更しました。



■高齢者世帯の急速な増加

